

# ○銃砲刀剣類所持等の取締りに関する事務取扱い要綱の制定 について（例規通達）

昭和42年3月24日

群本例規第11号（防）警察本部長

〔沿革〕

昭和51年群本例規第3号（務）、52年8月第15号（保）、54年3月第9号（保）、56年2月第2号（保）、5月第10号、57年10月第19号（保）、61年3月第7号（務）、平成4年6月第18号（務）、8月第25号（生保）、6年3月第8号（生保）、第9号（務）、7年7月第19号（生保）、10年2月第4号（務）、11年3月第7号（務）、12年12月第39号（務）、13年3月第5号（務）、14年4月第19号（務）、15年3月第7号（務）、16年3月第12号（務）、20年3月第14号（生環）、11月第31号（務）、22年3月第6号（務）、23年2月第5号（総企）改正

（概要）

この規定は、銃砲刀剣類所持等の取締りに関する

- 留意事項
- 銃砲刀剣類発見届出
- 講習会
- 技能検定
- 行政処分

等について、必要な事項を定めたものである。